

昇仙峡地帯公衆便所清掃業務委託仕様書

1 目的

観光客の利便性及び快適性を確保し、常に衛生的に管理する。

2 施設名及び業務場所

(1) 昇仙峡地帯（2箇所）

- ア 天神森公衆便所 総床面積 37.3 m²
便器数：大 4・小 2・手洗い 5
所在地：甲府市平瀬町 3201 番地 1
- イ 天鼓林公衆便所 総床面積 27.48 m²
便器数：大 5・小 3・手洗い 3
所在地：甲府市上帯那町 3067 番地先

(2) 千代田湖畔（1箇所）

- 千代田湖新橋公衆便所 総床面積 29.9 m²
便器数：大 4・小 2・手洗い 4
所在地：甲府市下帯那町 448 番地先

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

4 清掃時間

清掃作業の時間は午前 8 時から午後 5 時までの間に行うこと。ただし、委託者が必要と認めた場合はこの限りではない。

5 清掃回数

(1) 日常清掃については、次のとおりとする。

年度	年間	清掃日	備考
令和 7 年度	132 回	4～9 月 (計 79 回) 火曜日・木曜日・土曜日	清掃日が休日・祝日の場合は、その翌日を清掃日とする。
		10～11 月 (計 35 回) 火曜日・木曜日・土曜日・日曜日	但し、4 月 29 日、5 月 3 日、5 月 4 日、5 月 6 日、9 月 23 日、11 月 23 日、1 月 4 日は清掃を行うこととする。5 月 8 日は清掃を行わない。
		12～3 月 (計 18 回)	

		毎週火曜日	
令和 8 年度	132 回	4～9 月 （計 78 回） 火曜日・木曜日・土曜日 10～11 月（計 35 回） 火曜日・木曜日・土曜日・ 日曜日 12～3 月（計 19 回） 毎週火曜日	清掃日が休日・祝日の場合は、その翌日を 清掃日とする。 但し、5 月 4 日、5 月 6 日、9 月 22 日、11 月 3 日、1 月 3 日は清掃を行うこととする。 5 月 5 日、5 月 7 日は清掃を行わない。
令和 9 年度	132 回	4～9 月 （計 79 回） 火曜日・木曜日・土曜日 10～11 月（計 35 回） 火曜日・木曜日・土曜日・ 日曜日 12～3 月（計 18 回） 毎週火曜日	清掃日が休日・祝日の場合は、その翌日を 清掃日とする。 但し、5 月 2 日、5 月 4 日、5 月 5 日、9 月 23 日、11 月 23 日、1 月 3 日は清掃を行 うこととする。5 月 1 日、5 月 6 日は清掃 を行わない。

(2) 定期清掃については、次のとおりとする。

年度	年間	清掃日	備考
令和 7 年度	17 回	毎月第 1 週目の最初の清掃日	10 月は第 3 週目の最初の清掃日、11 月は 毎週最初の清掃日も行うこと。
令和 8 年度	17 回	毎月第 1 週目の最初の清掃日	10 月は第 3 週目の最初の清掃日、11 月は 毎週最初の清掃日も行うこと。
令和 9 年度	17 回	毎月第 1 週目の最初の清掃日	10 月は第 3 週目の最初の清掃日、11 月は 毎週最初の清掃日も行うこと。

6 清掃用具等

清掃作業に必要な用具及び洗剤等の材料については、全て受託者の負担とする。
ただし、清掃に必要な電気料・水道料は委託者の負担とする。

7 清掃作業等

(1) 清掃箇所は便所内部（床・便器・手洗い・扉・壁面・鏡）、入り口部分周辺
とする。

(2) 日常清掃業務として、便所内部における清掃では、水と洗剤等で清掃を行う
こととし、便所利用者に不快感を与えないように、常に清潔に保つこと。

また、入り口部分周辺における清掃では、掃き掃除及び落ちているゴミの除
去等を行うこと。

- (3) 定期清掃業務として、毎月第1週目の最初の清掃日に、便所内部及び入り口部分周辺の清掃においては、汚れ具合に応じた定期清掃を行うこと。このとき、便所周囲に落ちているゴミの除去も行い、便所利用者が不快な思いをしないようにする。

但し、10月は第3週目の最初の清掃日も行い、11月は毎週最初の清掃日にも同様の清掃を行うこと。

- (4) 工事等で一時的に業務実施が困難になった場合は、委託者と協議の上、実施日程を調整すること。
- (5) 6月の第1週目の清掃日は、窓ガラスについては水、洗剤等で拭き掃除を行い、換気扇については、除塵を行うこと。
- (6) 便器・手洗いに詰まりが発生した場合は、吸引器具等で詰まりの原因を除去すること。除去作業を行っても解決されない場合については、委託者に連絡を行い、必要な指示を受けること。

また、落書きや張り紙等を発見した場合は、原状復帰にともなう必要な作業を行うこと。

- (7) 便器・手洗いに詰まりが発生し、周囲に汚物が散乱している場合は、速やかに清掃を行い、発生箇所を使用禁止とすること。
- (8) 必要に応じトイレットペーパー及びベンザ除菌クリーナーを補充すること。予備ペーパー及びベンザ除菌クリーナーの残数が少なくなった時は、速やかに委託者へ連絡すること。また必要に応じ消毒液や消臭剤等も使用し、悪臭や害虫の発生を防止すること。
- (9) 清掃終了後は、床面や便器の余分な水分を必ず拭き取ること。特に冬期については、凍結による危険が生じるため、慎重に行うこと。
- 必要に応じ消毒液や消臭剤を使用し、悪臭や害虫の発生を防止すること。

8 注意事項

- (1) 薬品及び火気等の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 引火性の薬品は使用しないこと。
- (3) 便器や他の設備を破損しないよう、作業は慎重に行うこと。
- (4) 床・壁・便器等の設備に不具合を発見した場合は、速やかに委託者へ連絡すること。
- (5) 本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

9 損害賠償

作業員の故意、または過失によって設備に損害を与えた場合は、受託者の責任において損害を賠償すること。